平成２５年（フ）第１５５８号
福岡市南区弥永１丁目４番14号
債務者　岩永　　豪
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５７３号
福岡県古賀市小竹865番地８
債務者　森　　大輔
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２９号
鹿児島県鹿児島市吉野町3355番地33　サンパティークプレイスＢ棟101号
債務者　川野　康博
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目62番２号竹迫ハイツ101号
債務者　岡村　美香
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
鹿児島県鹿児島市吉野町5487番地２
債務者　萩原　聖裕
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
鹿児島県鹿児島市天保山町11番21号　エントピア天保山Ⅲ302号
債務者　久保　智之
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町24番12号　南ビル503号
債務者　宇和　志津
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５６７号
仙台市宮城野区岩切分台２丁目９番地の15　Ａｔパトリア３号、従前の住所岩手県北上市村崎野20地割211番地33
債務者　松本　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　市営住宅５Ａ13棟12
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７６号
仙台市若林区木ノ下４丁目５番８―403号
債務者　佐藤　栄子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５９６号
仙台市青葉区錦町１丁目５番16号
債務者　丹野　　好
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
茨城県ひたちなか市大字足崎341番地１　ハイツローズマリーＡ棟103
債務者　二川　浩一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４号
千葉県南房総市上滝田640番地１
債務者　吉本　節子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４２５号
神奈川県厚木市酒井2087番地10　メゾン三田302
債務者　福田　綾香（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３８号
神奈川県秦野市羽根68番地の７　グリーンサイド飯山Ｄ―１
債務者　古谷　　崇
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４５３号
神奈川県伊勢原市石田410番地の１　プラザ・ドゥ・アポロＡ―103号
債務者　福島　良子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４６２号
神奈川県小田原市久野268番地の２　エンデバーＨＡＭＡＮＯ　Ｄ号室
債務者　井上　修二（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部